

建築後使用されたことのある住宅用家屋

○必要となる書類

住宅用家屋証明書	必要事項を記入してください。
住宅用家屋証明申請書	同上
登記事項証明書	法務局で取得できます。
売買契約書 (売渡証書、登記原因証明情報でも可)	競落の場合は、代金納付期限通知書を添付してください。

○場合によって必要となる書類

耐震基準適合証明書(注1) (住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(注2)でも可)	昭和56年以前に建築された家屋の場合必要となります。
申立書	住宅用家屋証明書の取得時、やむを得ない理由により未入居である場合必要となります。
住民票	同上

(注1) 昭和56年以前に建築された家屋について証明を受ける場合、対象家屋を取得する前に前所有者が耐震基準適合証明書(またはそれに代わる書類)を取得している必要があります。対象家屋の取得後に上記書類を取得した場合、証明の発行はできません。

(注2) 具体的には、住宅瑕疵担保責任保険契約に係る保険付保証明書(対象家屋の取得の日前2年以内に契約が締結されたものに限る)が認められています。住宅瑕疵担保責任保険法人が引き受けを行う既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の種類については、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページにおいて確認することができます。